

廃蛍光管の処理方法が 変わります

水銀廃棄物とは

- ① 水銀使用製品産業廃棄物（産業廃棄物）
－ 水銀を使用した製品が廃棄物となったもの
- ② 水銀含有ばいじん等（産業廃棄物）
－ ばいじん、燃え殻等で水銀を一定量以上含有しているもの
- ③ 水銀を含む特別管理産業廃棄物
－ 特定施設から排出されたばいじん等で判定基準を超過するもの
- ④ 廃水銀等（特別管理産業廃棄物）
－ 特定施設で生じた廃水銀又は廃水銀化合物及び①、②から回収された廃水銀

廃棄物処理法施行令の改正により、「廃蛍光管」は上記の「水銀使用製品産業廃棄物」に位置付けられ、次のように取り扱うことが必要となりました。

- ① 「水銀使用製品産業廃棄物」の許可を有する収集運搬及び処分業者に委託する。
※許可証への上記記載が許可更新時に行われる自治体もあります。
- ② 廃蛍光管は割らず、他のものと混合するおそれがないように保管、収集、運搬する。
- ③ 処分・再生においては、水銀等が大気に飛散しないような措置を講じる。
※安定型最終処分場への埋め立て禁止
- ④ 委託にあたっては、契約書とマニフェストに「水銀使用製品産業廃棄物」を明記する。
- ⑤ 保管場所の掲示板に「水銀使用製品産業廃棄物」を明記する。

廃蛍光管の処理については、10月1日より1本でも改正法の適用となります。
建廃協では、JFE環境株式会社と提携し「廃蛍光管（水銀使用製品産業廃棄物）」を
確実に回収し、適正に処分する仕組みを構築しました。

廃棄物処理法施行令等の概要

【背景】

- ・水銀使用製品廃棄物は、主に水銀回収等が行われているが、直接、埋立処分されているものもある
- ・引き続き水銀回収を促進するとともに、水銀使用製品廃棄物がより環境上適正に取り扱われるよう基準の強化等が必要

平成29年10月1日より施行

【概要】

- ・ 新たな廃棄物区分：「水銀使用製品産業廃棄物」を設定
- ・ 「水銀使用製品産業廃棄物」に対する新たな措置：
 - (1) 処理基準の追加
 - (2) 水銀使用製品産業廃棄物であることの情報の伝達

環境省 廃棄物処理法施行令等の改正(水銀関係)についての説明会(平成29年6月)より抜粋

水銀に関する水俣条約

地球規模での水銀対策の必要性から、2013年10月に採択され、2017年8月に発効しました。わが国では、2016年2月に締結しています。それに向けて「水銀汚染防止法」の制定、大気汚染防止法・廃棄物処理法施行令の改正が行われています。

お問い合わせ

具体的な処理方法等については弊組合員の運搬業者までご連絡下さい。